

相続手続き標準報酬

1、相談業務（1時間まで）	金5,000円
2、遺産分割協議書（標準）	金15,000円
3、相続関係説明図（標準）	金9,500円
4、評価証明(1通)	金5,000円
5、除籍等の取寄せ	(2,000円×通数)
6、所有権移転	「20,000円＋(評価額×0.5%＋筆数×2,500円)」
7、相続放棄	「30,000円＋(印紙代800円＋除籍取寄せ数×2,000円)」
※上記6の金額に、相続人が遠方にいる場合の連絡調整費用を合算したものが移転報酬費用の合計となります。	

当事務所では、相続による不動産の名義書き換えのみではなく、預貯金や有価証券解約などについても遺産整理代理人を引き受けております。

遺言の実行や遺産分割に基づき遺産整理代理人として、各相続人に対し確実に遺産分配が出来、安心してお任せいただけます。

- ※ 切手代金・印紙代金・予納金・交通費等は報酬に含まれません。
- ※ 遠方の場合は日当がかかります。

遺言書及び遺言執行等の標準報酬

①遺言書作成

相談料（1時間まで）	金5千円
遺産が5千万円以下	金5万円
遺産が5千万円を越え、1億円以下	金10万円
遺産が1億円を越え、2億円以下	金20万円
遺産が2億円を越え、3億円以下	金30万円
遺産が3億円を超える場合は5千万円ごとに金5万円を加算 保管料金（遺言執行人を引き受けた場合）	年間 金1万円
証人（2人必要）	1人当り 金1万5千円
遺言検認手続費用（日当含む） 「別途一連の戸籍等を取寄る場合は、取寄せ費用＋実費」	金12万円

②遺言執行・遺産整理（金融機関等）の手続き代行

300万円以下	金20万円
300万円を超え、1千万円以下	2%＋10万円
1千万円を超え、5千万円以下	2%＋15万円
5千万円を超え、1億円以下	1.5%＋40万円
1億円を超え、3億円以下	1.5%＋45万円
3億円を超える場合	1.5%＋60万円

- ※事案が特殊な場合や複雑な場合は別途協議により定める額を加算。
- ※遺言検認手続及び除戸籍謄本等一連の戸籍取寄費用は、別途必要になります。
- ※交通費及び日当は別途かかります。

〒136-0072
東京都江東区大島4-5-11-201
岩川眞司 司法書士事務所
TEL 03-3636-4304